

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: center;">第 1 編 総 則</p> <p>第 2 章 課税所得の範囲</p> <p>法第 11 条 ((公共法人等及び<u>公益信託等</u>に係る非課税)) 関係</p> <p style="text-align: center;">第 3 編 非居住者及び法人の納税義務</p> <p>第 3 章 法人の納税義務</p> <p>第 1 節 内国法人の納税義務</p> <p>法第 174 条 ((内国法人に係る所得税の課税標準)) 関係 (廃 止)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: center;">第 1 編 総 則</p> <p>第 2 章 課税所得の範囲</p> <p>法第 11 条 ((公共法人等及び<u>公益信託</u>に係る非課税)) 関係</p> <p style="text-align: center;">第 3 編 非居住者及び法人の納税義務</p> <p>第 3 章 法人の納税義務</p> <p>第 1 節 内国法人の納税義務</p> <p>法第 174 条 ((内国法人に係る所得税の課税標準)) 関係 <u>法第 177 条 ((内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例)) 関係</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第 2 条 ((定義)) 関係</p> <p>(金融機関の範囲)</p> <p>2 - 12 令第 2 条本文 ((預貯金の範囲)) に規定する「銀行その他の金融機関」とは、法律の規定により預金又は貯金の受入れの業務を行うことが認められている日本郵政公社、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等をいう。</p> <p>(注) 金融機関以外のものに対する寄託金につき受ける利子は、令第 2 条各号に掲げるものにつき受けるものを除き、雑所得に該当する。</p> <p>法 9 条の 2 ((老人等の郵便貯金の利子所得の非課税)) 関係</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>9 の 2 - 1 法第 9 条の 2 第 2 項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下 9 の 2 - 4 までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1) 令第 30 条の 9 第 1 項第 1 号 ((老人等に該当する旨を証する書類の範囲)) に規定する書類(以下 9 の 2 - 2 において「住民票の写し等」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 国民健康保険退職被保険者証 (国民健康保険法施行規則 様式第 1 の 2) ロ 国民健康保険特別療養証明書 (国民健康保険法施行規則 様式第 2) ハ 健康保険特例退職被保険者証 (健康保険法施行規則 様式第 9 号(3)(4)) ニ 健康保険高齢受給者証 (健康保険法施行規則 様式第 10 号) ホ 健康保険特別療養証明書 (健康保険法施行規則 様式第 12 号) 	<p>法第 2 条 ((定義)) 関係</p> <p>(金融機関の範囲)</p> <p>2 - 12 令第 2 条本文 ((預貯金の範囲)) に規定する「銀行その他の金融機関」とは、法律の規定により預金又は貯金の受入れの業務を行うことが認められている郵便官署、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等をいう。</p> <p>(注) 金融機関以外のものに対する寄託金につき受ける利子は、令第 2 条各号に掲げるものにつき受けるものを除き、雑所得に該当する。</p> <p>法 9 条の 2 ((老人等の郵便貯金の利子所得の非課税)) 関係</p> <p>(確認書類の範囲)</p> <p>9 の 2 - 1 法第 9 条の 2 第 2 項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下 9 の 2 - 4 までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1) 令第 30 条の 9 第 1 項第 1 号 ((老人等に該当する旨を証する書類の範囲)) に規定する書類(以下 9 の 2 - 2 において「住民票の写し等」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 国民健康保険退職被保険者証 (国民健康保険法施行規則 様式第 1 の 2) ロ 国民健康保険特別療養証明書 (国民健康保険法施行規則 様式第 2) ハ 健康保険特例退職被保険者証 (健康保険法施行規則 様式第 6 号の 3) ニ 健康保険継続療養証明書 (健康保険法施行規則 様式第 6 号の 5) ホ 健康保険特例退職被保険者継続療養証明書 (健康保険法施行規則 様式第 6 号の 6)

改 正 後	改 正 前
<p>△ 健康保険被保険者受給資格者票 (健康保険法施行規則 様式第 16 号)</p> <p>⊃ 船員保険被扶養者証 (船員保険法施行規則 様式第 5 号)</p> <p>チ 船員保険高齢受給者証 (船員保険法施行規則 様式第 6 号)</p> <p>リ 共済組合遠隔地被扶養者証 (国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第 15 号) (地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第 19 号)</p> <p>又 共済組合高齢受給者証 (国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第 15 号の 3) (地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第 20 号)</p> <p>ル 共済組合特別療養証明書 (国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第 24 号の 2) (地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第 23 号)</p> <p>ヲ 共済組合船員被扶養者証 (国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第 40 号) (地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第 41 号)</p> <p>ヅ 共済組合任意継続組合員証 (地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第 46 号)</p> <p>力 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書 (日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第 16 号)</p> <p>三 自衛官診療証 (防衛庁職員療養及び補償実施規則 様式別紙第 6)</p> <p>夕 規則第 3 条の 6 第 1 項第 2 号 ((老人等に該当する旨を証する書類の範囲)) に掲げる書類(上記イから三に掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)</p>	<p>△ 船員保険被扶養者証 (船員保険法施行規則 様式第 6 号)</p> <p>⊃ 健康保険被保険者受給資格者票 (健康保険法施行規則 様式第 14 号、様式第 15 号)</p> <p>チ 共済組合遠隔地被扶養者証 (国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第 15 号) (地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第 19 号)</p> <p>リ 共済組合継続療養証明書 (国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第 19 号) (地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第 23 号)</p> <p>又 共済組合船員被扶養者証 (国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第 40 号) (地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第 41 号)</p> <p>ル 共済組合任意継続組合員証 (地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第 46 号)</p> <p>ヲ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書 (日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第 16 号)</p> <p>ヅ 自衛官診療証 (防衛庁職員療養及び補償実施規則 様式別紙第 6)</p> <p>力 規則第 3 条の 6 第 1 項第 2 号 ((老人等に該当する旨を証する書類の範囲)) に掲げる書類(上記イからヅに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>㊦ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書 (老齢福祉年金支給規則 様式第 17 号)</p> <p>㊧ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第 3 条の 6 第 1 項第 2 号に規定する医療受給者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証(住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限る。)</p> <p>㊨ 規則第 3 条の 6 第 2 項第 17 号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類</p> <p>㊩ 規則第 3 条の 6 第 2 項各号に掲げる書類(同項第 1 号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第 14 号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下 9 の 2 - 2 までにおいて「年金証書等」という。)のうち、住所、氏名及び生年月日の記載があるもの (2)~(5) (省 略)</p> <p>第 10 条 ((老人等の少額預金の利子所得等の非課税)) 関係</p> <p>(郵便等により非課税貯蓄申告書等の提出があった場合)</p> <p>10 - 14 <u>郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項((定義))に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下 10 - 15 まで、110 - 1 及び 111 - 1 において「信書便」という。))により金融機関の営業所等に非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書、非課税貯蓄申込書、非課税貯蓄に関する異動申告書、非課税貯蓄廃止申告書又は非課税貯蓄相続申込書(以下 10 - 17 までにおいて「非課税貯蓄申告書等」という。)の提出があった場合には、当該非課税貯蓄申告書等はその発信の日(郵便物又は同法第 2 条第 3 項に規定する信書便物(以下この項及び 110 - 1 において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日)に受理されたものとする。</u></p> <p>(注) 金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便による非課税貯蓄申告書等を受理した場合には、当該非課税貯蓄申告書等に当該営業所等における受理日付印のほか、郵便又は信書便によって受理した旨及びその郵便物又は信書便物の通信日付印の日付を付記することを要する。</p>	<p>㊦ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書 (老齢福祉年金支給規則 様式第 17 号)</p> <p>㊧ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第 3 条の 6 第 1 項第 2 号に規定する医療受給者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証(住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限る。)</p> <p>㊨ 規則第 3 条の 6 第 2 項第 17 号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類</p> <p>㊩ 規則第 3 条の 6 第 2 項各号に掲げる書類(同項第 1 号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第 14 号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下 9 の 2 - 2 までにおいて「年金証書等」という。)のうち、住所、氏名及び生年月日の記載があるもの (2)~(5) (省 略)</p> <p>第 10 条 ((老人等の少額預金の利子所得等の非課税)) 関係</p> <p>(郵送により非課税貯蓄申告書等の提出があった場合)</p> <p>10 - 14 <u>郵送</u>により金融機関の営業所等に非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書、非課税貯蓄申込書、非課税貯蓄に関する異動申告書、非課税貯蓄廃止申告書又は非課税貯蓄相続申込書(以下 10 - 17 までにおいて「非課税貯蓄申告書等」という。)の提出があった場合には、当該非課税貯蓄申告書等はその発信の日(郵便物の通信日付印により表示された日)に受理されたものとする。</p> <p>(注) 金融機関の営業所等の長は、<u>郵送</u>による非課税貯蓄申告書等を受理した場合には、当該非課税貯蓄申告書等に当該営業所等における受理日付印のほか、<u>郵送</u>によって受理した旨及びその郵便物の通信日付印の日付を付記することを要する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>10 - 15 金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便により確認書類の提示を受けて、氏名、生年月日及び住所並びに老人等に該当する旨を確認した場合には、当該確認書類又はその写しをその確認した日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。</p> <p>法第11条 ((公共法人等及び公益信託等に係る非課税))</p> <p>(非課税申告書の包括的記載及び継続的効力)</p> <p>11 - 1 法第11条第4項に規定する申告書(以下11 - 4までにおいて「非課税申告書」という。)は、同条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする利子又は収益の分配(以下11 - 3までにおいて「利子等」という。)につき、公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益証券若しくは法第224条の3第2項第6号((株式等の譲渡の対価の受領者の告知))に規定する社債的受益証券(以下11 - 3までにおいてこれらを「公社債等」という。)の債券又は受益証券の異なるごと(振替公社債の場合には、その名称及び回号の異なるごと)に、かつ、その利子等の収入すべき日(記名の公社債等に係る利子等については、36 - 2に定める日、無記名の公社債等に係る利子等については、その支払を受ける日をいう。以下11 - 2までにおいて同じ。)の異なるごとに各別に提出するものとする。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次によることができる。</p> <p>(1) 一の金融機関等の営業所等(令第51条の2第2項((公社債等に係る有価証券の記録等))に規定する金融機関等の営業所等をいう。以下11 - 2までにおいて同じ。)から支払を受ける種別、名称及び回号を同一とする2以上の公社債等の利子等につき非課税申告書を同時に提出する場合 これらの非課税申告書は、一の書面によることができる。</p>	<p>(郵送により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>10 - 15 金融機関の営業所等の長は、郵送により確認書類の提示を受けて、氏名、生年月日及び住所並びに老人等に該当する旨を確認した場合には、当該確認書類又はその写しをその確認した日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。</p> <p>法第11条 ((公共法人等及び公益信託に係る非課税)) 関係</p> <p>(非課税申告書の包括的記載及び継続的効力)</p> <p>11 - 1 法第11条第4項に規定する申告書(以下11 - 4までにおいて「非課税申告書」という。)は、同条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする利子若しくは収益の分配又は利益の配当(以下11 - 3までにおいて「利子等」という。)につき、公社債、貸付信託、公社債投資信託、措置法第8条の2第1項第1号((公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等))に掲げる証券投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益証券、法第224条の3第2項第6号((株式等の譲渡の対価の受領者の告知))に規定する社債的受益証券又は措置法第37条の15第1項第3号((公社債等の譲渡等による所得の課税の特例))に規定する特定の投資法人の同号に規定する投資口(以下11 - 3までにおいてこれらを「公社債等」という。)の証券、債券、受益証券又は投資口の異なるごと(登録公社債の場合には、その名称、回号及び登録番号の異なるごと)に、かつ、その利子等の収入すべき日(記名の公社債等に係る利子等については、36 - 2に定める日、無記名の公社債等に係る利子等については、その支払を受ける日をいう。以下11 - 2までにおいて同じ。)の異なるごとに各別に提出するものとする。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次によることができる。</p> <p>(1) 一の金融機関等の営業所等(令第51条の2第2項((公社債等に係る有価証券の保管の委託又は登録))に規定する金融機関等の営業所等をいう。以下11 - 2までにおいて同じ。)から支払を受ける種別、名称及び回号を同一とする2以上の公社債等の利子等につき非課税申告書を同時に提出する場合 これらの非課税申告書は、一の書面によることができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 非課税申告書(上記(1)の取扱いによる申告書を含む。)に係る公社債等につき当該非課税申告書の提出の時以後にその収入すべき日が到来する利子等のすべてについて法第11条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする場合 非課税申告書の提出は当初の1回で足り、その後の各収入すべき日ごとの提出を要しない。</p> <p>(注)1 上記(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書を提出する場合には、その旨及びその他必要な事項を非課税申告書の適宜の個所に記載するものとする。</p> <p>2 金融機関等の営業所等の長は、上記(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書の提出を受けて、法第11条第1項から第3項までの規定を適用する場合には、当該非課税申告書の異なるごとの各別に、当該非課税申告書に係る公社債等の異動状況及び利子等の支払状況等について帳簿を備え常時管理するものとし、当該非課税申告書の写しとともに、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。</p> <p>(非課税申告書の効力)</p> <p>11-2 令第51条の3第1項 ((公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出))に規定する公共法人等又は<u>公益信託等の受託者</u>(以下11-3までにおいて「公共法人等又は<u>公益信託等の受託者</u>」という。)が、11-1の(2)の取扱いによる非課税申告書を提出した後に金融機関等の営業所等に当該非課税申告書に係る利子等につき法第11条第1項から第3項までの規定の適用を受けることを取りやめる旨の申出を行った場合、又は公共法人等若しくは<u>公益信託等の受託者が非課税申告書(11-1の(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書を含む。)</u>を提出した後に当該非課税申告書に係る公社債等につき振替口座簿への記載若しくは記録(以下11-3までにおいて「振替記載等」という。)の抹消又は保管の委託の取りやめを行った場合には、これらの非課税申告書は、その申出又は振替記載等の抹消若しくは保管の委託の取りやめがあった日以後に収入すべき日の到来する利子等につき効力を失う。</p>	<p>(2) 非課税申告書(上記(1)の取扱いによる申告書を含む。)に係る公社債等につき当該非課税申告書の提出の時以後にその収入すべき日が到来する利子等のすべてについて法第11条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする場合 非課税申告書の提出は当初の1回で足り、その後の各収入すべき日ごとの提出を要しない。</p> <p>(注)1 上記(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書を提出する場合には、その旨及びその他必要な事項を非課税申告書の適宜の個所に記載するものとする。</p> <p>2 金融機関等の営業所等の長は、上記(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書の提出を受けて、法第11条第1項から第3項までの規定を適用する場合には、当該非課税申告書の異なるごとの各別に、当該非課税申告書に係る公社債等の異動状況及び利子等の支払状況等について帳簿を備え常時管理するものとし、当該非課税申告書の写しとともに、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。</p> <p>(非課税申告書の効力)</p> <p>11-2 令第51条の3第1項 ((公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出))に規定する公共法人等又は<u>公益信託の受託者</u>(以下11-3までにおいて「公共法人等又は<u>公益信託の受託者</u>」という。)が、11-1の(2)の取扱いによる非課税申告書を提出した後に金融機関等の営業所等に当該非課税申告書に係る利子等につき法第11条第1項から第3項までの規定の適用を受けることを取りやめる旨の申出を行った場合、又は公共法人等若しくは<u>公益信託の受託者が非課税申告書(11-1の(1)及び(2)の取扱いによる非課税申告書を含む。)</u>を提出した後に当該非課税申告書に係る公社債等につき保管の委託の取りやめ若しくは登録の抹消を行った場合には、これらの非課税申告書は、その申出又は保管の委託の取りやめ若しくは登録の抹消があった日以後に収入すべき日の到来する利子等につき効力を失う。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(振替記載等の期間の通算)</p> <p>11-3 公共法人等又は<u>公益信託等の受託者が自ら所有する公社債等につき支払を受ける</u>利子等で、当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける公共法人等又は<u>公益信託等の受託者以外の者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間</u>がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間(4)に掲げる者が保管の委託をしていた期間を除くものとし、<u>措置法第8条第3項に規定する内国法人に係る期間</u>においては、<u>措置法令第3条の3第8項に規定する利子の計算期間内の期間に限る。</u>)がその利子等の支払を受ける公共法人等又は<u>公益信託等の受託者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間</u>と引き続いているときに限り、当該期間も令第51条第2号(公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額)に規定する「<u>振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている期間</u>」に含まれるものとする。</p> <p>(1) 公共法人等又は<u>公益信託等の受託者</u></p> <p>(2) 国</p> <p>(3) 措置法第5条の2第1項の規定により、<u>振替国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人(同項の適用を受ける国債の振替記載等を受けていた所有期間を通算する場合に限る。)</u></p> <p>(4) 措置法第8条第1項(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)に規定する金融機関、<u>同条第2項に規定する証券業者等又は同条第3項に規定する内国法人</u></p> <p>(5) 租税条約の規定により所得税が免除される外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府(地方公共団体を含む。)の所有する機関</p> <p>(6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等</p>	<p>(登録期間等の通算)</p> <p>11-3 公共法人等又は<u>公益信託の受託者が自ら所有する公社債等につき支払を受ける</u>利子等で、当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける公共法人等又は<u>公益信託の受託者以外の者が保管の委託をし、又は登録(1)、(3)又は(4)に掲げる者が登録した国債については、措置法第5条の2第5項第6号(一括登録国債の利子の課税の特例)に規定する一括登録に限る。</u>)をした期間がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間(4)に掲げる者が保管の委託をしていた期間を除く。)がその利子等の支払を受ける公共法人等又は<u>公益信託の受託者が保管の委託をし、又は登録をした期間</u>と引き続いているときに限り、当該期間も令第51条第2号(公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額)に規定する「<u>保管の委託をし、又は登録を受けている期間</u>」に含まれるものとする。</p> <p>(1) 公共法人等又は<u>公益信託の受託者</u></p> <p>(2) 国</p> <p>(3) 措置法第5条の2第1項の規定により、<u>一括登録国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人(同項の適用を受ける国債の登録期間を通算する場合に限る。)</u></p> <p>(4) 措置法第8条第1項(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)に規定する金融機関<u>又は同条第2項に規定する証券業者等</u></p> <p>(5) 租税条約の規定により所得税が免除される外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府(地方公共団体を含む。)の所有する機関</p> <p>(6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 36 条 ((収入金額) 関係)</p> <p>(振替記載等を受けた公社債)</p> <p>36 - 3 <u>社債等振替法の規定により振替記載等を受けた公社債及び国債に関する法律又は廃止前の社債等登録法の規定により登録した公社債は、法第 36 条第 3 項に規定する無記名の公社債には該当しない。</u></p> <p>法第 110 条 ((特別農業所得者の申請) 関係)</p> <p>(郵便等に係る申請書の提出時期)</p> <p>110 - 1 法第 110 条第 2 項に規定する申請書が郵便又は信書便により提出された場合には、<u>通則法第 22 条 (郵送等に係る納税申告書の提出時期) の規定に準じ、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日 (その表示がないとき又はその表示がめいりょうでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当すると認められる日) に提出されたものとする。</u></p> <p>法第 111 条 ((予定納税額の減額の承認の申請) 関係)</p> <p>(郵便等に係る減額申請書の提出時期)</p> <p>111 - 1 法第 112 条第 1 項 ((予定納税額の減額の承認の申請手続) に規定する減額申請書が郵便又は信書便により提出された場合における当該申請書の提出期限については、110 - 1 の取扱いに準ずる。</p>	<p>第 36 条 ((収入金額) 関係)</p> <p>(登録した公社債)</p> <p>36 - 3 国債に関する法律又は社債等登録法の規定により登録した公社債は、法第 36 条第 3 項に規定する無記名の公社債には該当しない。</p> <p>法第 110 条 ((特別農業所得者の申請) 関係)</p> <p>(郵送に係る申請書の提出時期)</p> <p>110 - 1 法第 110 条第 2 項に規定する申請書が郵便により提出された場合には、<u>通則法第 22 条 (郵送に係る納税申告書の提出時期) の規定に準じ、その郵便物の通信日付印により表示された日 (その表示がないとき又はその表示がめいりょうでないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準とした場合にその日に相当すると認められる日) に提出されたものとする。</u></p> <p>法第 111 条 ((予定納税額の減額の承認の申請) 関係)</p> <p>(郵送に係る減額申請書の提出時期)</p> <p>111 - 1 法第 112 条第 1 項 ((予定納税額の減額の承認の申請手続) に規定する減額申請書が郵便により提出された場合における当該申請書の提出期限については、110 - 1 の取扱いに準ずる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第 161 条 ((国内源泉所得)) 関係</p> <p>(内国法人の発行する債券の範囲)</p> <p>161 - 14 法第 161 条第 4 号イに規定する債券及び令第 280 条第 1 項第 1 号に掲げる債券には、<u>振替口座簿に記載又は記録がされたため現に債券の存在しない社債等も含まれる。</u></p> <p>法第 164 条 ((非居住者に対する課税の方法)) 関係</p> <p>(非居住者に対する課税関係の概要)</p> <p>164 - 1 非居住者に対する課税関係の概要は、表 5 のとおりである。</p> <p>なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。</p> <p>〔表 5〕 非居住者に対する課税関係の概要</p> <p>(省 略)</p> <p>(注)1 措置法第 37 条の 10 の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う株式等の譲渡による所得については、20% の税率で申告分離課税が適用される。<u>なお、措置法第 37 条の 11 の規定により、平成 15 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の譲渡による所得については 7% の優遇税率が適用され、平成 20 年 1 月 1 日以後の上場株式等の譲渡による所得については 15% の軽減税率が適用される。</u></p> <p>2 措置法第 41 条の 9 の規定により懸賞金付預貯金等の懸賞金等については、15% の税率で源泉分離課税が適用される。</p> <p>3 措置法第 41 条の 12 の規定により割引債(特定短期社債等一定のものを除く。)の償還差益については、18% (一部のものは 16%) の税率で源泉分離課税が適用される。</p> <p>4 資産の所得のうち資産の譲渡による所得については、不動産の譲渡による所得及び</p>	<p>法第 161 条 ((国内源泉所得)) 関係</p> <p>(内国法人の発行する債券の範囲)</p> <p>161 - 14 法第 161 条第 4 号イに規定する債券及び令第 280 条第 1 項第 1 号に掲げる債券には、<u>登録したため現に債券の存在しない社債等も含まれる。</u></p> <p>法第 164 条 ((非居住者に対する課税の方法)) 関係</p> <p>(非居住者に対する課税関係の概要)</p> <p>164 - 1 非居住者に対する課税関係の概要は、表 5 のとおりである。</p> <p>なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。</p> <p>〔表 5〕 非居住者に対する課税関係の概要</p> <p>(省 略)</p> <p>(注)1 措置法第 37 条の 10 の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う株式等の譲渡による所得については、20% の税率で申告分離課税が適用される。</p> <p>2 措置法第 41 条の 9 の規定により懸賞金付預貯金等の懸賞金等については、15% の税率で源泉分離課税が適用される。</p> <p>3 措置法第 41 条の 12 の規定により割引債(特定短期国債等及び短期社債等一定のものを除く。)の償還差益については、18% (一部のものは 16%) の税率で源泉分離課税が適用される。</p> <p>4 資産の所得のうち資産の譲渡による所得については、不動産の譲渡による所得及び</p>

改 正 後	改 正 前
<p>令第291条第1項第1号から第5号までに掲げるもののみ課税される。</p> <p>5 措置法第37条の12の規定により国内に恒久的施設を有しない者が行う株式等の譲渡による所得については、20%の税率で申告分離課税が適用される。</p> <p>6 措置法第42条の規定により特定の免税芸能法人等が得る対価については、15%の税率が適用される。</p> <p>7 措置法第3条及び第41条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る利子等(四号所得)及び定期積立の給付補てん金等(十一号所得)については、15%の税率で源泉分離課税が適用される。</p> <p>8 措置法第8条の2の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(五号所得)のうち<u>私募公社債等運用投資信託等の</u>収益の分配に係る配当等については、15%の税率による源泉分離課税が適用される。</p> <p>9 <u>措置法第9条の3の規定により、上場株式等に係る配当等(内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の5%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人が支払を受けるものを除く。)</u>については、平成15年4月1日から同年12月31日までの間は10%、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は7%の優遇税率が適用され、平成20年4月1日以後は15%の軽減税率が適用される。</p> <p>10 措置法第8条の5の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(源泉分離課税が適用されるものを除く。)については、確定申告による総合課税を受ける必要のないいわゆる<u>配当所得の確定申告不要制度</u>の適用が認められる。</p>	<p>令第291条第1項第1号から第5号までに掲げるもののみ課税される。</p> <p>5 措置法第37条の12の規定により国内に恒久的施設を有しない者が行う株式等の譲渡による所得については、20%の税率で申告分離課税が適用される。</p> <p>6 措置法第42条の規定により特定の免税芸能法人等が得る対価については、15%の税率が適用される。</p> <p>7 措置法第3条及び第41条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る利子等(四号所得)及び定期積立の給付補てん金等(十一号所得)については、15%の税率で源泉分離課税が適用される。</p> <p>8 措置法第8条の2 <u>又は第8条の4</u>の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(五号所得)のうち<u>公募投資信託等の</u>収益の分配に係る配当等又は<u>特定投資法人の投資口の配当等</u>については、15%の税率による源泉分離課税が適用される。</p> <p>9 <u>措置法第8条の5の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る株式等に係る配当等(投資信託又は特定目的信託の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等を除く。)</u>については、居住者と同様、35%の税率による源泉分離課税の選択が認められる。</p> <p>10 措置法第8条の6の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(源泉分離課税が適用されるものを除く。)については、確定申告による総合課税を受ける必要のないいわゆる<u>少額配当の確定申告不要制度</u>の適用が認められる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法第 174 条 ((内国法人に係る所得税の課税標準)) 関係</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>法第 174 条 ((内国法人に係る所得税の課税標準)) 関係</p> <p><u>(芸能人の役務の提供を内容とする事業の範囲)</u></p> <p>174 - 9 法第 174 条第 10 号に規定する「<u>芸能人の役務の提供を内容とする事業</u>」は、<u>同号に規定する芸能人(以下 174 - 15 までにおいて「芸能人」という。)の役務の提供を内容とする事業を営むことを主たる目的とするいわゆる芸能法人が行う事業だけに限られないことに留意する。</u></p> <p><u>(芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金の意義)</u></p> <p>174 - 10 法第 174 条第 10 号に掲げる「<u>芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金</u>」とは、<u>不特定多数の者から受けるものを除き、芸能人の役務の提供に関して受ける対価たる性質を有する一切のものをいうのであるから、その報酬又は料金には、演劇を製作して提供する対価及び芸能人を他の劇団、楽団等に供給し、又は芸能人の出演をあっせんすることにより受ける対価はもちろん、次に掲げるようなものも含まれる。</u></p> <p><u>(1) テレビジョン若しくはラジオの放送中継料又は雑誌、カレンダー等にその容姿を掲載させるなどのために芸能人を供給し、若しくはあっせんすることにより受ける対価</u></p> <p><u>(2) 芸能人の実演の録音、録画、放送又は有線放送につき著作隣接権の対価として受けるもの(当該実演に係る録音物の増製又は著作権法第 94 条第 1 項各号《放送のための固定物等による放送》に掲げる放送につき支払を受けるもので、当該実演に係る役務の提供に対する対価と併せて支払を受けるもの以外のものを除く。以下 174 - 12 において「録音、録画等の対価」という。)</u></p> <p><u>(3) 大道具、小道具、衣装、かつら等の使用による損耗の補てんに充てるための道具代、衣装代等又は犬、猿等の動物の出演料等として受けるもの(これらの物だけを貸与し、又はこれらの動物だけを出演させることにより受ける対価を除く。)</u></p> <p><u>(注) 法人がその著作に係る脚本、楽曲等を提供することにより受ける対価のように著作権の対価に該当するものは、法第 174 条第 10 号に掲げる報酬又は料金には含まれない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(報酬又は料金の支払者が負担する旅費)</u></p> <p><u>174 - 11 芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金の支払をする者が、当該役務を提供する芸能人の当該役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用を負担する場合には、その負担する費用も芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金に含まれることに留意する。ただし、その費用として支出する金銭等が、当該役務を提供する芸能人又は当該芸能人が所属する法人に対して交付されるものでなく、当該報酬又は料金の支払をする者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、当該金銭等については源泉徴収をしなくて差し支えない。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(報酬又は料金に著作権の対価が含まれている場合)</u></p> <p><u>174 - 12 法人に所属する芸能人が自ら作曲するとともにその曲目の演奏を指揮したこと、又は自ら脚本を作成するとともにその演出を行ったことなどにより当該法人が受けるその報酬又は料金については、その報酬又は料金が契約上作曲料、脚本料等のような著作権の対価に相当する部分と出演料、指揮料、演出料等のような役務の対価(録音、録画等の対価を含む。以下この項において同じ。)に相当する部分とに明確に区分され、かつ、それぞれの評価が適正に行われていると認められる場合には、役務の対価に相当する部分だけが法第 174 条第 10 条に掲げる報酬又は料金に該当するものとし、その他の場合には、そのすべてが同号に掲げる報酬又は料金に該当するものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(映画又はレコード製作の対価等)</u></p> <p><u>174 - 13 映画若しくはレコードの製作を依頼した場合に製作者に対して支払うその製作の対価又は広告宣伝等の放送若しくは印刷物の作成、頒布を依頼した場合に放送業者若しくは広告業者に対して支払うその放送若しくは印刷物の作成、頒布の対価は、たとえその対価の構成部分に芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金が含まれている場合であっても、その対価は法第 174 条第 10 号に掲げる報酬又は料金に該当しない。</u></p> <p><u>(注) 上記の場合には、映画若しくはレコードの製作者、放送業者又は広告業者等でその製作、放送又は印刷物の作成のために芸能人の役務の提供を受けたものが、その提供に関する報酬又は料金を支払う際、一般の例により源泉徴収を行うことになることに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>(不特定多数の者から受けるものの範囲)</p> <p>174 - 14 <u>法第 174 条第 10 号かっこ内に規定する「不特定多数の者から受けるもの」とは、芸能人の役務の提供を内容とする事業を行う法人が、自ら主催して演劇その他の芸能の公演を行うことにより観客等から受ける入場料、観覧料等をいい、当該法人がその公演に係る客席等の全部又は一部の貸切契約を締結することにより支払を受けるその貸切契約に係る対価（興行場等の経営者又は主催者が、いずれの名義であるかを問わず、興行場等の入場者から領収すべきその入場の対価をいう。）もこれに該当するものとする。</u></p> <p>(法人が芸能人の役務の提供をした場合等の課税関係)</p> <p>174 - 15 <u>法人が芸能人の役務の提供をした場合又は芸能人の役務の提供のあっせんをした場合にその法人又はその役務を提供した個々の芸能人が支払を受ける報酬又は料金に対する所得税の課税関係は、その役務の提供に関する契約及び報酬又は料金の支払の態様に応じ、それぞれ次のとおりとなることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>その役務の提供に関し、芸能人の役務の提供を受ける者（以下この項において「出演先」という。）と法人との間に芸能人の役務の提供又は芸能人の役務の提供のあっせんに関する契約（以下この項において「役務提供契約」という。）が締結されているほか、出演先と役務を提供する個々の芸能人（以下この項において「出演者」という。）との間にもその役務の提供に関する契約（以下この項において「出演契約」という。）が締結されている場合において、法人が支払を受ける報酬又は料金と出演者が支払を受ける報酬又は料金とが分別してそれぞれに支払われるとき。 法人が支払を受ける当該報酬又は料金については、当該法人が法第 177 条第 1 項《内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例》に規定する証明書（以下この項において「証明書」という。）を提示した場合を除き、法第 212 条第 3 項《源泉徴収義務》の規定により源泉徴収が行われ、出演者が支払を受ける当該報酬又は料金については、法第 204 条第 1 項《源泉徴収義務》の規定により源泉徴収が行われる。</u></p> <p>(注) <u>上記の場合には、当該報酬又は料金の支払者は、法第 225 条第 1 項（支払調書及び支払通知書）の規定により提出する支払調書を、法人が支払を受ける報酬又は料金と出演者が支払を受ける報酬又は料金とに区分して作成し提出しなければならない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(馬主が受ける競馬の賞金に係る課税標準の計算)</p> <p><u>174 - 9</u> 同一の馬主が2以上の出走馬に係る競馬の賞金を一括して受ける場合には、当該賞金に係る課税標準は、1回の競走ごとに、かつ、出走馬1頭ごとに区分した賞金の金額からそれぞれの賞金に係る令第298条第1項に規定する合計額を控除して計算するものとする。</p>	<p><u>(2)</u> その役務の提供に関し、出演先と法人との間に役務提供契約が締結され、出演先と出演者との間に出演契約が締結されていない場合において、その報酬又は料金の全額が法人に支払われ、出演者に対しては、当該支払を受けた法人から報酬、料金又は給与等が支払われるとき。 法人が出演先から支払を受ける報酬又は料金については、当該法人が証明書を提示した場合を除き、その支払を受ける段階においてその全額につき法第212条第3項の規定により源泉徴収が行われ、出演者が法人から支払を受ける報酬、料金又は給与等については、その支払を受ける段階において法第204条第1項又は第183条第1項(源泉徴収義務)の規定により源泉徴収が行われる。</p> <p><u>(3)</u> その役務の提供に関し、出演先と出演者との間に出演契約が締結され、出演先と法人との間に役務提供契約が締結されていない場合において、その報酬又は料金の全額が出演者に支払われ、法人に対しては当該支払を受けた出演者から出演のあっせん等の報酬又は料金が支払われるとき。 出演者が出演先から支払を受ける報酬又は料金については、その支払を受ける段階においてその全額につき法第204条第1項の規定により源泉徴収が行われる。この場合において、出演者が法人に対して支払う出演のあっせん等の報酬又は料金については、源泉徴収を要しないものとする。</p> <p>(馬主が受ける競馬の賞金に係る課税標準の計算)</p> <p><u>174 - 16</u> 同一の馬主が2以上の出走馬に係る競馬の賞金を一括して受ける場合には、当該賞金に係る課税標準は、1回の競走ごとに、かつ、出走馬1頭ごとに区分した賞金の金額からそれぞれの賞金に係る令第298条第1項に規定する合計額を控除して計算するものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>法第 177 条 ((内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例) 関係</u></p> <p><u>(報酬又は料金を帳簿に明確に記録しているものとして証明書を交付する場合)</u></p> <p><u>177 - 1 令第 301 条各号 ((報酬又は料金について課税の特例を受けるための要件) のいずれか一の要件を備えている法人から令第 302 条《報酬又は料金について課税の特例を受けるための手続》に規定する申請書が提出された場合において、当該申請書を提出した法人が次に掲げる条件のすべてを満たしているときは、法第 174 条第 10 号《内国法人に係る所得税の課税標準》に掲げる報酬又は料金をその備え付ける帳簿に明確に記録しているものとして、法第 177 条第 1 項に規定する証明書を交付するものとする。</u></p> <p><u>既に証明書の交付を受けている法人の事業の一部門を分割して新たに設立されたような法人から当該申請書が提出された場合においても、その設立された法人の定款に定める目的、事業の計画、現に有する施設の状況等から判断して、当該法人が令第 301 条各号のいずれか一の要件を備えるものと認められ、かつ、次に掲げる条件のすべてを満たすことが確実であると認められるときは、同様とする。</u></p> <p><u>(1) 過去おおむね 1 年間を通じ、その備え付ける帳簿にその報酬又は料金の発生順に従い、役務の提供に関する契約ごとにその提供年月日、役務の内容、報酬又は料金の金額及びその支払を受けた年月日等を漏れなく記録していること。この場合において、過去 2 事業年度以上にわたり青色申告書を提出している法人については、これらの記録をしているものとして差し支えない。</u></p> <p><u>(2) 過去おおむね 1 年間における法人税の申告、納付及び源泉所得税の徴収、納付が正確に行われており、かつ、今後においてもその状態が継続できると認められること。</u></p> <p><u>(映画の製作等を主たる事業としているかどうかの判定)</u></p> <p><u>177 - 2 法人が令第 301 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に規定する行為を主たる事業としているかどうかは、その法人の定款に定める目的、その事業のための施設の状況、過去におけるこれらの号に規定する行為に従事した期間とその他の行為に従事した期間との比較及び過去におけるこれらの号に規定する行為から生じた収入金額とその他の収入金額との比較等を総合勘案して判定する。ただし、次のいずれかに該当する法人については、これらの号に規定する行為を主たる事業としているものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p>(1) これらの号に規定する行為から生じた収入金額（これらの号の2以上の号に規定する行為を事業とする法人については、これらの行為から生じた収入金額の合計額）が常時全収入金額の50%を超えていると認められる法人</p> <p>(2) 芸能人の役務の提供に関する事業とそれ以外の事業とを併せ営む法人で、芸能人の役務の提供に関する事業の経理が他の事業の経理と明確に区分されており、かつ、同条第3号又は第4号に規定する行為から生じた収入金額が芸能人の役務の提供に関する全収入金額（芸能人の役務の提供に関する事業に関連する収入金額を含む。）の50%を超えていると認められるもの</p> <p>(3) 同条第1号に規定する行為を行う法人で、当該行為を行うため相当大規模、かつ、恒久的な施設を有し、常時これらの施設を使用して当該行為を行っていることが明らかなもの</p> <p>(4) 同条第3号の規定する行為を行う法人で、当該法人に専属する芸能人の総か働日数のうちの50%を超える日数が当該法人の自ら主催して興行場において行う演劇の公演又はそのための練習にのみ充てられていることが明らかなもの</p> <p>(5) 同条第4号の規定する行為を行う法人で、当該法人に必要な芸能人の大部分が自己に専属しており、かつ、その専属する芸能人の総か働日数のうちの50%を超える日数が当該法人の製作した演劇の公演又はそのための練習にのみ充てられていることが明らかなもの</p> <p>(6) 同条第3号及び第4号に規定する行為を併せ行う法人で、当該行為に必要な芸能人の大部分が自己に専属しており、かつ、その専属する芸能人の総か働日数のうちの50%を超える日数が当該法人の自ら主催して興行場において行う演劇の公演若しくはそのための練習又は当該法人の製作した演劇の公演若しくはそのための練習にのみ充てられていることが明らかなもの</p> <p>(演 劇 の 範 囲)</p> <p>177 - 3 令第301条第2号から第4号までに規定する演劇とは、一定の脚本等に基づき個々の芸能人の演技を超越して全体が一つの芸能として演出、構成された芝居等をいうのであるから、芸能人個人の演技を主とする講談、落語、浪曲、漫談、腹話術、漫才、歌唱（歌唱に伴う演奏を含む。）奇術、曲芸、物まね及び舞踊等は、これに含まれないことに留意</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>する。ただし、次の芸能については、それぞれ次によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>一定の脚本に基づいた独自の芸術的な価値を持つ芝居等の芸能は、そのなかでたまたま歌唱、演奏又は舞踊等が行われるものであっても、演劇に該当する。</u></p> <p>(2) <u>たとえ歌唱、演奏又は舞踊等をもって構成する芸能であっても、出演する芸能人個々の口演、歌唱、演奏又は演技がその芸能の一構成部分たるにとどまり、かつ、それに出演する芸能人を変更した場合でも一個の芸能として公演できる程度に演出、構成されているものは、演劇に該当する。</u></p> <p>(3) <u>次のすべての条件を満たす法人が製作する歌唱(歌唱に伴う演奏を含む。)を主たる内容とする芸能は、演劇に該当するものとして差し支えない。</u></p> <p>イ <u>自己に専属する作曲者、編曲者を有すること。</u></p> <p>ロ <u>自己の製作する芸能に必要な演奏を主として自己に専属する楽団により行うことができる程度の楽団を有すること。</u></p> <p>ハ <u>自己の製作する芸能に必要な芸能人のうちの主要なものを自己に専属させていること。</u></p> <p>(4) <u>いわゆる歌謡曲大会、漫才大会等として多数の芸能人をもって公演する芸能であっても、各芸能人が出演順、持ち時間を定めたにすぎない程度の筋書きにより出演するにとどまるようなものは、演劇に該当しない。</u></p> <p><u>(自己に専属する芸能人の意義)</u></p> <p><u>177-4 令第301条第4号に規定する「自己に専属する芸能人」とは、芸能人としての役務の提供のすべてが自己のためにのみ行われることが雇用契約又はいわゆる専属契約において明らかに定められ、かつ、その約定が実行されている芸能人をいうのであるが、次に掲げる芸能人は、自己に専属する芸能人に含まれるものとする。</u></p> <p>(1) <u>他の者のために役務の提供を行う場合には許可を要する旨が約されている芸能人で、当該他の者のために役務を提供することが極めて少ないもの</u></p> <p>(2) <u>芸能人としての役務の提供のうち主要なものは自己のために提供することが約され、他の者のために芸能人個人の意思により提供できる役務の範囲が極めて限定され、かつ、当該他の者のために役務を提供することが極めて少ない芸能人</u></p> <p>(3) <u>令第301条第1号から第3号までに規定する行為を行う法人(以下この項において「親</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>法 204 条 ((源泉徴収義務)) 関係</p> <p>(芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金の意義)</p> <p>204 - 28 法第 204 条第 1 項第 5 号に掲げる「芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金」とは、<u>不特定多数の者から受けるものを除き、芸能人の役務の提供に関して受ける対価たる性質を有する一切のものをいうのであるから、その報酬又は料金には、演劇を製作して提供する対価及び芸能人を他の劇団、楽団等に供給し、又は芸能人の出演をあっせんすることにより受ける対価はもちろん、次に掲げるようなものも含まれる。</u></p> <p>(1) <u>テレビジョン若しくはラジオの放送中継料又は雑誌、カレンダー等はその容姿を掲載させるなどのために芸能人を供給し、若しくはあっせんすることにより受ける対価</u></p> <p>(2) <u>芸能人の実演の録音、録画、放送又は有線放送につき著作権隣接権の対価として受けるもの(当該実演に係る録音物の増製又は著作権法第 94 条第 1 項各号《放送のための固定物等による放送》に掲げる放送につき支払を受けるもので、当該実演に係る役務の提供に対する対価と併せて支払を受けるもの以外のものを除く。以下 204 - 28 の 2 において「録音、録画等の対価」という。)</u></p> <p>(3) <u>大道具、小道具、衣装、かつら等の使用による損耗の補てんに充てるための道具代、衣装代等又は犬、猿等の動物の出演料等として受けるもの(これらの物だけを貸与し、又はこれらの動物だけを出演させることにより受ける対価を除く。)</u></p>	<p><u>会社」という。)が株式又は出資の全部を所有する法人で演劇の製作を行うもの(以下この項において「子会社」という。)に所属する芸能人で、当該芸能人としての役務の提供のうち主要なものが親会社又は子会社のために提供することが約され、他の者のために芸能人としての役務を提供することについて(1)又は(2)と同様の事情にあるもの</u></p> <p>法 204 条 ((源泉徴収義務)) 関係</p> <p>(芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金の意義等)</p> <p>204 - 28 法第 204 条第 1 項第 5 号に掲げる「芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金」の意義、報酬又は料金のうちに著作権の対価が含まれている場合の当該報酬又は料金の取扱い、映画又はレコードの製作の対価等の取扱い、<u>同号かっこ内に規定する「不特定多数の者から受けるもの」の意義及び個人が芸能人の役務の提供のあっせん等をした場合の課税関係については、174 - 10 及び 174 - 12 から 174 - 15 までの取扱いに準ずる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(個人事業主が芸能人の役務の提供のあっせん等をした場合等の課税関係)</u></p> <p>204 - 28 の 5 <u>個人事業主が芸能人の役務の提供をした場合又は芸能人の役務の提供のあっせんをした場合にその個人事業主又はその役務を提供した個々の芸能人が支払を受ける報酬又は料金に対する所得税の課税関係は、その役務の提供に関する契約及び報酬又は料金の支払の態様に応じ、それぞれ次のとおりとなることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>その役務の提供に関し、芸能人の役務の提供を受ける者(以下この項において「出演先」という。)と個人事業主との間に芸能人の役務の提供又は芸能人の役務の提供のあっせんに関する契約(以下この項において「役務提供契約」という。)が締結されているほか、出演先と役務を提供する個々の芸能人(以下この項において「出演者」という。)との間にもその役務の提供に関する契約(以下この項において「出演契約」という。)が締結されている場合において、個人事業主が支払を受ける報酬又は料金と出演者が支払を受ける報酬又は料金とが分別してそれぞれに支払われるとき。</u> 個人事業主が支払を受ける当該報酬又は料金については、当該個人事業主が法第 206 条第 1 項 ((源泉徴収を要しない報酬又は料金) に規定する証明書(以下この項において「証明書」という。))を提示した場合を除き、法第 204 条第 1 項 ((源泉徴収義務) の規定により源泉徴収が行われ、出演者が支払を受ける当該報酬又は料金についても、法第 204 条第 1 項 ((源泉徴収義務) の規定により源泉徴収が行われる。</p> <p>(注) <u>上記の場合には、当該報酬又は料金の支払者は、法第 225 条第 1 項 ((支払調書及び支払通知書) の規定により提出する支払調書を、個人事業主が支払を受ける報酬又は料金と出演者が支払を受ける報酬又は料金とに区分して作成し提出しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>その役務の提供に関し、出演先と個人事業主との間に役務提供契約が締結され、出演先と出演者との間に出演契約が締結されていない場合において、その報酬又は料金の全額が個人事業主に支払われ、出演者に対しては、当該支払を受けた個人事業主から報酬、料金又は給与等が支払われるとき。</u> 個人事業主が出演先から支払を受ける報酬又は料金については、当該個人事業主が、証明書を提示した場合を除き、その支払を受ける段階においてその全額につき法第 204 条第 1 項の規定により源泉徴収が行われ、出演者が個人事業主から支払を受ける報酬、料金又は給与等についても、その支払を受ける段階において法第 204 条第 1 項又は第 183 条第 1 項 ((源泉徴収義務) の規定により源泉徴収が行われる。</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) <u>その役務の提供に関し、出演先と出演者との間に出演契約が締結され、出演先と個人事業主との間に役務提供契約が締結されていない場合において、その報酬又は料金の全額が出演者に支払われ、個人事業主に対しては当該支払を受けた出演者から出演のあっせん等の報酬又は料金が支払われるとき。</u> <u>出演者が出演先から支払を受ける報酬又は料金については、その支払を受ける段階においてその全額につき法第 204 条第 1 項の規定により源泉徴収が行われる。この場合において、出演者が個人事業主に対して支払う出演のあっせん等の報酬又は料金については、源泉徴収を要しないものとする。</u></p> <p>第 206 条 ((源泉徴収を要しない報酬又は料金) 関係)</p> <p>(演劇の範囲等)</p> <p>206 - 3 <u>令第 323 条第 2 号から第 4 号までに規定する演劇とは、一定の脚本等に基づき個々の芸能人の演技を超越して全体が一つの芸能として演出、構成された芝居等をいうのであるから、芸能人個人の演技を主とする講談、落語、浪曲、漫談、腹話術、漫才、歌唱(歌唱に伴う演奏を含む。)、奇術、曲芸、物まね及び舞踊等は、これに含まれないことに留意する。ただし、次の芸能については、それぞれ次によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>一定の脚本に基づいた独自の芸能的な価値を持つ芝居等の芸能は、そのなかでたまたま歌唱、演奏又は舞踊等が行われるものであっても、演劇に該当する。</u></p> <p>(2) <u>たとえ歌唱、演奏又は舞踊等をもって構成する芸能であっても、出演する芸能人個々の口演、歌唱、演奏又は演技がその芸能の一構成部分たるにとどまり、かつ、それに出演する芸能人を変更した場合でも一個の芸能として公演できる程度に演出、構成されているものは、演劇に該当する。</u></p> <p>(3) <u>次のすべての条件を満たす者が製作する歌唱(歌唱に伴う演奏を含む。)を主たる内容とする芸能は、演劇に該当するものとして差し支えない。</u></p> <p>イ <u>自己に専属する作曲者、編曲者を有すること。</u></p> <p>ロ <u>自己の製作する芸能に必要な演奏を主として自己に専属する楽団により行うことができる程度の楽団を有すること。</u></p>	<p>第 206 条 ((源泉徴収を要しない報酬又は料金) 関係)</p> <p>(演劇の範囲等)</p> <p>206 - 3 <u>令第 323 条第 2 号から第 4 号までに規定する演劇の範囲及び同条第 4 号に規定する「自己に専属する芸能人」の意義については、177 - 3 及び 177 - 4 の取扱いに準ずる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>八 自己の製作する芸能に必要な芸能人のうちの主要なものを自己に専属させていること。</u></p> <p><u>(4) いわゆる歌謡曲大会、漫才大会等として多数の芸能人をもって公演する芸能であっても、各芸能人が出演順、持ち時間を定めたにすぎない程度の筋書きにより出演するにとどまるようなものは、演劇に該当しない。</u></p> <p><u>(自己に専属する芸能人の意義)</u></p> <p><u>206-4 令第323条第4号に規定する「自己に専属する芸能人」とは、芸能人としての役務の提供のすべてが自己のためにのみ行われることが雇用契約又はいわゆる専属契約において明らかに定められ、かつ、その約定が実行されている芸能人をいうのであるが、次に掲げる芸能人は、自己に専属する芸能人に含まれるものとする。</u></p> <p><u>(1) 他の者のために役務の提供を行う場合には許可を要する旨が約されている芸能人で、当該他の者のために役務を提供することが極めて少ないもの</u></p> <p><u>(2) 芸能人としての役務の提供のうち主要なものは自己のために提供することが約され、他の者のために芸能人個人の意思により提供できる役務の範囲が極めて限定され、かつ、当該他の者のために役務を提供することが極めて少ない芸能人</u></p> <p><u>(3) 令第323条第1号から第3号までに規定する行為を行う者(以下この項において「出資者」という。)が株式又は出資の全部を所有する法人で演劇の製作を行うもの(以下この項において「支配法人」という。)に所属する芸能人で、当該芸能人としての役務の提供のうち主要なものが出資者又は支配法人のために提供することが約され、他の者のために芸能人としての役務を提供することについて(1)又は(2)と同様の事情にあるもの</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>附 則</u> <u>(経過的取扱い)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の 11 - 1 の措置法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる証券投資信託及び措置法第 37 条の 15 第 1 項第 3 号に規定する特定の投資法人の投資口に係る改正部分並びに 164 - 1 の〔表 5〕の(注) 8 の改正部分については、平成 16 年 1 月 1 日以後適用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>